

知的財産管理技能検定2級厳選過去問題集【2019年度版】をご購入いただいた皆様へ

第33回(2019年7月21日実施)以降の検定試験を受検される場合は、平成30年度著作権法他の改正等に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級厳選過去問題集【2019年度版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第33回	2019年7月21日(日)	2019年1月1日
第34回	2019年11月17日(日)	2019年5月1日
第35回	2020年3月15日(日)	2019年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

ご注意ください

法改正の施行日については統一されている訳ではないため、本資料では実施回が早いものから順に掲載をしていますので、実施回ごとにどの法改正が影響するかご確認のうえ、ご利用ください。

主な法改正に関連する法律

特許庁ホームページ

不正競争防止法等の一部を改正する法律

URL : http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_archive.html#h30
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/fuseikyousou_h300530.html

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(施行:平成30年(2018)年12月30日)
ただし、商標法第26条第3項第1号の改正規定は平成28(2016)年12月26日施行

URL : https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/tpp_houritu_seibi_h281228.html

文化庁ホームページ

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第70号)について
(施行:平成30年(2018)年12月30日)

URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/

著作権法の一部を改正する法律(施行:平成31(2019)年1月1日)

URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

学校教育法等の一部を改正する法律(施行:平成31(2019)年4月1日)

URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/gakkou_kyouikuhou/

※2019年3月27日現在(今後さらに変更する場合があります)

■第33回（2019年7月21日）以降の検定試験より反映されます（※一部は第32回の検定試験より影響しています）

該当箇所	変更前	変更後
P6 重要 Point 最終行	・新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、その発明が公知となった日から 6カ月 以内に出願しなければならない	・新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、その発明が公知となった日から 1年 以内に出願しなければならない
P77 問 48 選択肢エ（解説） 4 行目	<u>エ 適切</u> …ただし、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した場合であっても、その意匠を公開した日から 6カ月 以内に、新規性喪失の例外規定の適用を受けて意匠登録出願をすることにより、意匠登録を受けることができる場合があります（意4条2項）。	<u>エ 適切</u> …ただし、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した場合であっても、その意匠を公開した日から 1年 以内に、新規性喪失の例外規定の適用を受けて意匠登録出願をすることにより、意匠登録を受けることができる場合があります（意4条2項）。
P115 問 73 選択肢イ（解説） 3 行目 ※2019年3月27日追加	不使用取消審判の審理において、登録商標の使用には、登録商標と社会通念上同一と認められる商標まで含まれます。したがって、その商標登録は取り消されません（商 50条1項 かっこ書）。	不使用取消審判の審理において、登録商標の使用には、登録商標と社会通念上同一と認められる商標まで含まれます。したがって、その商標登録は取り消されません（商 38条4項 かっこ書）。
P154 問 96 選択肢イ（問題） 1 行目	イ 共同著作物の著作権の存続期間は、著作物の公表後 50年 を経過するまでの間である。	イ 共同著作物の著作権の存続期間は、著作物の公表後 70年 を経過するまでの間である。
P155 問 96 選択肢イ（解説） 1 行目	<u>イ 不適切</u> 共同著作物の著作権の存続期間は、最終に死亡した著作者の死後 50年 を経過するまでの間です（著51条2項）。	<u>イ 不適切</u> 共同著作物の著作権の存続期間は、最終に死亡した著作者の死後 70年 を経過するまでの間です（著51条2項）。

該当箇所	変更前	変更後
P160 重要 POINT 最終行	・著作権の制限規定は著作権法 30 条から 47 条の 10 に規定されている	・著作権の制限規定は著作権法 30 条から 47 条の 7 に規定されている
P161 問 96 選択肢ウ（解説） 2 行目	<u>ウ 適切</u> 著作物を自由に利用できる場合については、私的使用のための複製や引用など著作権法に具体的に列挙されています（著 30 条～47 条の 10 ）。	<u>ウ 適切</u> 著作物を自由に利用できる場合については、私的使用のための複製や引用など著作権法に具体的に列挙されています（著 30 条～47 条の 7 ）。
P271 実力テスト実技 問 9、10（解説） 6 行目 ※2019 年 3 月 27 日追加	ここでいう登録商標の使用には、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標、すなわち社会通念上同一と認められる商標の使用も含まれます（商 50 条 1 項 かっこ書）。	ここでいう登録商標の使用には、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標、すなわち社会通念上同一と認められる商標の使用も含まれます（商 38 条 4 項 かっこ書）。
P287 実力テスト 実技 問 33 選択肢ア（解説） 2 行目、4 行目	<u>ア 不適切</u> 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して意匠が公知となった場合でも、公知となった日から 6 カ月 以内に新規性喪失の例外の適用を受けて意匠登録出願することで、新規性を喪失しなかったものとみなされます（意 4 条 2 項）。よって、X 社は展示会に出品した日から 6 カ月 以内に意匠登録出願 B をすることで、新規性喪失の例外の適用を受けることができます。	<u>ア 不適切</u> 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して意匠が公知となった場合でも、公知となった日から 1 年 以内に新規性喪失の例外の適用を受けて意匠登録出願することで、新規性を喪失しなかったものとみなされます（意 4 条 2 項）。よって、X 社は展示会に出品した日から 1 年 以内に意匠登録出願 B をすることで、新規性喪失の例外の適用を受けることができます。

■第 35 回（2020 年 3 月 15 日）以降の検定試験より反映されます

該当箇所	変更前	変更後
P177 問 110 選択肢ア（解説） 2 行目	<p><u>ア 不適切</u></p> <p>競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為は、営業誹謗行為に該当します（不競 2 条 1 項 15 号）。つまり、…</p>	<p><u>ア 不適切</u></p> <p>競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為は、営業誹謗行為に該当します（不競 2 条 1 項 21 号）。つまり、…</p>
P177 問 111（解説）前文 2 行目、4 行目	<p>競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為は、不正競争行為に該当します（不競 2 条 1 項 15 号）。また、商品の広告にその商品の品質等について誤認させるような表示をする行為も不正競争行為に該当します（不競 2 条 1 項 14 号）。</p>	<p>競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為は、不正競争行為に該当します（不競 2 条 1 項 21 号）。また、商品の広告にその商品の品質等について誤認させるような表示をする行為も不正競争行為に該当します（不競 2 条 1 項 20 号）。</p>